

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J－A d v i s e r の名称】

【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2024年3月27日

株式会社光響
(Kokyo, Inc.)

代表取締役 C E O 住村 和彦

京都府京都市伏見区竹田西段川原町 1 3 1 番

OFFICE (070)6505-5557 (代表)

取締役 C F O 松永 啓吾

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社光響

<https://www.symphotony.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	746,204	1,185,224	1,450,295
経常利益 (千円)	41,941	69,336	122,285
当期純利益 (千円)	30,028	45,172	73,930
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	15,000	15,000	15,000
純資産額 (千円)	200,896	246,295	320,074
総資産額 (千円)	441,584	457,526	547,929
1株当たり純資産額 (円)	669.65	820.99	1,066.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	100.10	150.57	246.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.49	53.83	58.42
自己資本利益率 (%)	16.16	20.20	26.11
株価収益率 (倍)	—	—	6.9
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,155	39,671	57,644
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△59,999	△31,194	△97,251
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	41,984	△32,016	16,984
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	129,256	107,070	84,910
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	8 (16)	9 (20)	11 (22)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第14期及び第15期は潜在株式は存在したものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第14期及び第15期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
7. 第15期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第16期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、ひかり監査法人の監査を受けておりますが、第14期の財務諸表については、監査を受けておりません。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期及び第16期の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年3月23日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、2009年4月に大阪府茨木市においてレーザー関連製商品の販売事業を目的とする会社として設立いたしました。当社の設立以後に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2009 年 4 月	大阪府茨木市に光・レーザー業界のプラットフォームとなることを目的として合同会社光響を設立
2009 年 7 月	国内メーカーからレーザー関連商品を仕入れて顧客に販売する商社事業を開始
2010 年 11 月	自社メディアとなる Optipedia を公開
2011 年 3 月	メーカー事業にて、レーザーモジュール製品（実験キット）の販売を開始
2011 年 7 月	株式会社に改組し、株式会社光響を設立
2012 年 9 月	光・レーザーに特化した有料職業紹介事業を開始
2012 年 10 月	本社を京都市下京区に移転
2013 年 8 月	本社を京都市下京区内にて移転
2014 年 7 月	商社事業にて、レーザー関連商品の輸入販売を開始
2014 年 8 月	メーカー事業にて、自社開発ソフトとなるビームプロファイラのソフトウェアの販売を開始
2015 年 1 月	メーカー事業にて、ビームプロファイラのハードウェアの販売を開始
2017 年 7 月	レーザー光学商品販売サイト Optishop のサービスを開始
2017 年 8 月	自社メディアとなる Optinews を公開
2018 年 3 月	メーカー事業にて、レーザークリーナーの販売を開始
2018 年 5 月	メーカー事業にて、レーザーマーカースの販売を開始
2019 年 8 月	各種レーザー製品のサブスクリプションサービスを開始
2020 年 5 月	京都市西京区に京大桂 VP ラボを開設
2020 年 12 月	メーカー事業にて、レーザー溶接機のサブスクリプションサービスを開始
2021 年 2 月	メーカー事業にて、レーザー切断機の販売を開始
2022 年 12 月	自社メディア OptiVideo のサービスを開始
2023 年 7 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2024 年 3 月	本社及び京大桂 VP ラボを京都市伏見区に移転統合

3【事業の内容】

当社は現在光・レーザーに関わる企業、技術者・研究者が当社を通じて繋がるプラットフォームを提供するためレーザー業界に特化して事業を行っております。当社が取扱うレーザー関連製商品は、大学・国立研究開発法人及び企業向けに販売されており、光・レーザー関連技術の各分野における基礎研究、開発研究、応用研究分野の他、産業分野の生産・検査・計測工程等で利用されております。なお、当社は「レーザー関連製商品の販売及びその関連事業」の単一セグメントであり、「光・レーザー技術で社会を豊かに」という経営理念を実現させるため、光・レーザーに特化した情報提供等の周辺事業についても展開しております。

【レーザー関連製商品の販売事業】

(1) 商社事業

レーザー関連商品を海外及び国内のメーカーから仕入れ、主たる責任を持って企業及び大学・研究機関向けに販売しております。当社の強みとして、国内外の多岐にわたるメーカーからの仕入ルートを確認していること、更に10万品以上のレーザー関連商品の取扱いがあり、お客様のニーズに沿った商品を届けられる体制を整えております。主要な商品としては、センシング・計測機器（ライダー等）、光学素子（ミラー、レンズ、フィルター等）、レーザーモジュール（半導体レーザー等）を販売しております。

また、販売のみならず、月額定額制でレーザー関連商品を試せるサブスクリプションサービスを提供しており、「モノとしてのレーザー」から「サービスとしてのレーザー（Laser as a Service）」へビジネスモデルを展開しております。

(2) メーカー事業

レーザー関連製品について開発及び販売は自社で行い、製造・組立は主に外注先に委託することで、当社オリジナルのレーザー製品を販売しております。主要な製品としては、ビームプロファイラ（レーザーのビーム径や強度を測定する機器）、レーザーマーカ（レーザー印字機）、レーザークリーナー（レーザーサビ取り機）、レーザーモジュール、レーザー切断機、レーザー溶接機といったレーザー加工機を中心に販売しております。

また、商社事業と同様に、販売のみならず、サブスクリプションサービスを提供しており、様々な種類のレーザー加工機を安価な月額定額制で試せることが特徴です。

【レーザー関連事業】

(3) その他レーザー関連事業

光・レーザーに関する情報サイト「Optipedia」及び「Optinews」を運営し、情報発信を行っております。情報サイトは、月間10万ページビュー以上、かつ年間50万人以上がアクセスするレーザー専門メディアとなっております。これらのサイトを通じて情報発信を行うことで、購買に係る問合せを頂くこともあり、商社事業及びメーカー事業とのシナジーを発揮しております。

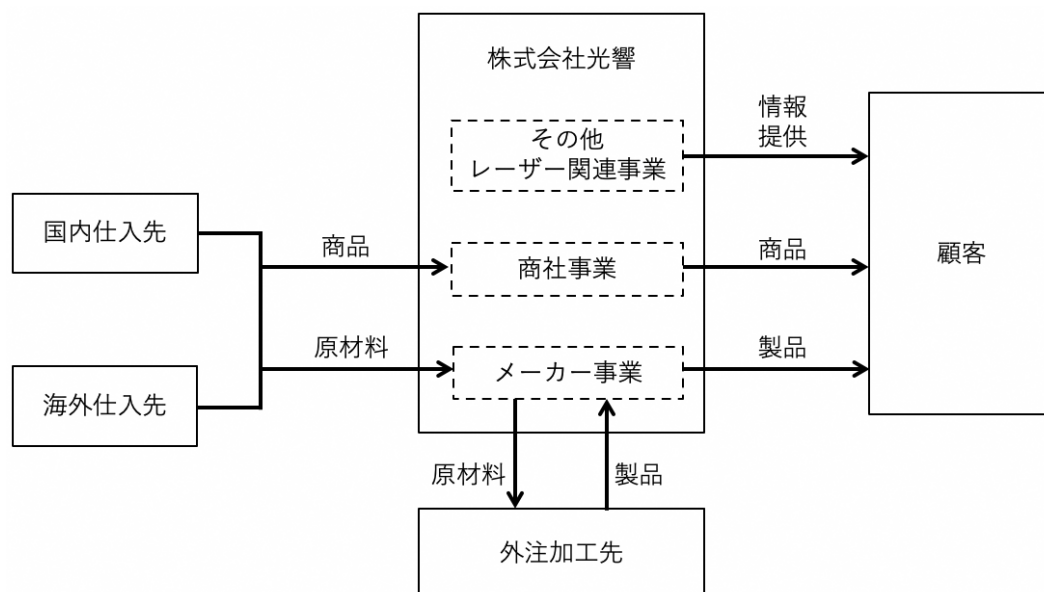
また、より多くの方がレーザーに関する知識を習得できるようレーザー・光学の動画学習サービス「OptiVideo」の運営を行っており、幅広いレーザーに関する情報をより多くの人に知ってもらえるよう取り組みを行っております。

レーザー及び光学に関する豊富な知識や経験を有する人材が能力を発揮する職場を探すサポートを行うことで、社会をより豊かにしていくことを目指しております。光・レーザーに特化した有料職業紹介事業により、レーザーに関する専門知識を有する求職者と当該人材を必要としている求人企業とのマッチングを行っております。

上記3つの事業を通じて、光・レーザーに関するモノ・情報・人について、当社はプラットフォームを提供しております。モノに関しては、Optishop及び当社HPにより、国内外の商品提供者と購買者のマッチング、情報に関しては、Optinews、Optipediaにより、情報提供者と読者のマッチング、人に関しては、有料職業紹介事業により、求職者と求人企業のマッチングを行うことで、当社は、プラットフォーマーとしての役割を担っております。



事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
11 (22)	35.64	3.3	4,973

当社は、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、事業部門の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数(人)
商社事業	4 (8)
メーカー事業	4 (5)
その他	3 (9)
合計	11 (22)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。
4. その他にはマーケティング部と管理部が含まれております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における世界経済は、脱コロナにより社会活動の正常化が進み堅調に推移しました。一方、ロシア・ウクライナ情勢による資源価格や各種原材料価格の上昇、世界的なコロナ後の需要回復によるインフレと連動した物価上昇、不安定な為替相場の推移などによって、依然不透明な状況にあります。

我が国においては、脱コロナにより経済活動が正常化に向かう一方、消費者物価の高騰や急激な為替相場の変動など、不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社の主要販売先である民間企業及び大学・国立研究開発法人向けのレーザー関連製商品の需要は堅調に推移したことで、売上高は 1,450,295 千円（前年同期比 22.4%増）となりました。また、レーザー関連製商品の品質や性能を維持しつつ調達コストの削減を継続的に進め、原価低減を図ったことから、営業利益は 99,840 千円（前年同期比 89.0%増）、経常利益は 122,285 千円（前年同期比 76.4%増）、当期純利益は 73,930 千円（前年同期比 63.7%増）となりました。

なお、当社はレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して 22,160 千円減少し 84,910 千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは57,644千円の収入（前年同期は39,671千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益108,400千円、売上債権の増加額46,872千円、仕入債務の減少額16,821千円、減価償却費33,163千円、法人税等の支払額34,383千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは97,251千円の支出（前年同期は31,194千円の支出）となりました。これは主に、レンタル・サブスク用のレーザー機器等に係る有形固定資産の取得による支出82,451千円、保証金の差入による支出9,400千円、長期前払費用の取得による支出5,400千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは16,984千円の収入（前年同期は32,016千円の支出）となりました。これは、短期借入金の純増加額50,000千円、長期借入金の返済による支出33,016千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社はレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
メーカー事業	187,597	127.4
合計	187,597	127.4

(注) 金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高		受注残高	
	金額（千円）	前年同期比（％）	金額（千円）	前年同期比（％）
商社事業	1,132,256	127.3	131,327	2406.6
メーカー事業	379,770	102.6	61,605	50.4
合計	1,512,026	120.1	192,932	151.0

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
商社事業	1,006,386	113.5
メーカー事業	440,481	147.8
その他（注）1.	3,427	1269.6
合計	1,450,295	122.4

(注) 1. レーザーに関するセミナーの売上を計上しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
Atos株式会社	214,622	18.1	227,300	15.7

3【対処すべき課題】

今後の経営環境の変化に応じた適切な内部統制システムとコンプライアンス体制の更なる整備、維持、改善に努め、コーポレート・ガバナンスを強化し、適切かつ誠実に企業活動を推進してまいります。また、当社経営理念である「光・レーザー技術で社会を豊かに」の実現に向け、以下の課題に対する諸施策を講じることで、事業の強化を図ってまいります。

(1) マーケティングと営業の連動強化

市場・業界・顧客分析に基づく営業活動を推進するとともに、国内外代理店との連携強化、ウェブサイトの充実を継続していきます。また、ウェブマーケティングと営業を連動させ、売上増大と利益確保を図ってまいります。

(2) 高品質・安定した製品の供給

高品質かつ安定した製品を市場に供給し顧客満足度を継続して向上できるよう性能、価格、納期に対するお客様のご要求に常に耳を傾け、開発・生産・営業が一体となりスピーディーに対応できる体制の継続的改善を行っていきます。

(3) 適切なコーポレート・ガバナンス体制の強化

業務プロセスの改善、内部管理体制の強化を継続的に推進し、健全で透明性の高い経営を行うことで、株主やお客様など当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益を守るよう努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 市場環境に関するリスク

レーザー関連市場は、既存技術の代替や新分野への活用等にて今後の成長、拡大が大きく見込める市場ありますが、今後の更なる技術革新、最先端技術の変化により、レーザーに代わる廉価かつ大量生産可能な代替品が市場投入された場合、レーザー関連市場が縮小する可能性があり、その場合には当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 景気動向に関するリスク

レーザー関連市場は、レーザー加工機、ライダー、通信分野を中心に成長傾向は継続するものと見込んでおりますが、国内外の経済情勢や景気動向、それに伴う設備投資意欲の減退等の理由により、市場の成長が鈍化する可能性があり、その場合には当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 業績の季節変動に関するリスク

当社の主要販売先である大学向けの販売は、大学の予算執行時期となる10月から3月に需要が拡大するため、当社の売上高も当該期間において増加する傾向にあります。このタイミングで大学向けの需要が縮小した場合には当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 為替相場の変動に関するリスク

当社の主要仕入先は、主に中国、欧州、北米の海外メーカーであり、仕入額全体の約6割を占めております。当該取引通貨は、主にドル、ユーロ建ての取引を行っており、為替相場の変動については、月初又は必要に応じて月中においても社内レートの見直しを行う事でリスクヘッジを行っておりますが、今後、想定外の相場変動が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 価格競争に関するリスク

市場の成熟化等により、国内外の競合他社との間において価格競争が激化する可能性があります。今後、従来製品のコモディティー化の進行や競合他社による低価格戦略等によって急激な価格下落が起こった場合は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 製造委託先の経営悪化、品質事故等に関するリスク

当社では、製造委託会社の特性等を考慮し、各社への製造委託品目を決定しております。各社に対しては、当社にて品質検査、経営状態の確認等を実施しております。仮に委託先の経営悪化、品質事故等が発生した場合、新たな生産体制が再構築されるまでの期間、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(7) 部品・部材等の調達及び価格変動に関するリスク

当社は、生産活動や研究開発活動に必要な部品・部材を外部の取引先から調達しております。それらの調達先からの供給の不安定化や、価格の高騰、供給部材の品質劣化等が発生した場合、製品の品質や納期を守る事ができなくなる可能性があります、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(8) 地政学リスク

当社は、国内だけでなく海外（中国・米国及び欧州各国等）の様々なメーカーから仕入を行っておりますが、米中貿易摩擦、ロシアによるウクライナ侵攻等の地政学リスクによるサプライチェーンの寸断や遅延が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

また、各国における政治・経済社会情勢に起因して生じる予期せぬ事態により、社会的混乱が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(9) 製商品の品質に関するリスク

当社は、製商品の信頼性や安全性を確保できるよう過去から蓄積する品質トラブルデータ等を活用し、品質管理体制の強化に常に取り組んでおります。しかしながら、商社事業においては商品調達先、メーカー事業においては原材料調達先及び外注先の製造プロセスにおける不備等により、製商品の欠陥が発生した場合には、その欠陥内容によっては多額のコスト発生や信用の失墜を招き、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスク

当社は、本発行情報公表日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、販売した製品の不具合等、予期せぬトラブルが発生した場合、それに起因した損害賠償の請求や訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(11) 知的財産権に関するリスク

当社は、事業及びサービス等に関する独自のビジネスモデルやデータ等の知的財産を保護するため商標権を保有しております。第三者が当社の知的財産権を使用することを効果的に防止できなかった場合、当該第三者が提供する類似サービスが市場に出回ることにより当社の事業に支障をきたす可能性があります。

また、当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、予期せず当社の製品が第三者の知的財産権を侵害しているとされる場合があります、その結果、当該製品が販売できなくなる可能性や損害賠償請求等により、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(12) 情報セキュリティに関するリスク

当社は、顧客と秘密保持契約を締結した上で事業活動における重要情報や技術情報を保有しており、当該情報の盗難・紛失などを通じた情報漏洩を防ぐため情報セキュリティ規定を定め、セキュリティ対策を実施しています。しかしながら、想定していない理由により、これらの情報の漏洩が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(13) 情報システムに関するリスク

会計、販売管理等コンピュータによる業務処理を実施しており、地震・火災等の災害によるハードウェアやネットワークの損傷、外部からのコンピュータウイルス攻撃におけるシステムトラブルやデータ破壊、情報の盗難、漏洩等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(14) 代表者への依存リスク

当社の代表取締役である住村和彦は、経営方針や経営戦略の決定をはじめ、当社の主要技術であるレーザー技術に精通しており、事業活動全般において重要な役割を果たしております。当社はノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりま

すが、予測を超えた事態が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(15) 小規模組織特有のリスクについて

当社は、本発行者情報公表日現在、役員 5 名（非常勤監査役 1 名を含む）、従業員 11 名、パートタイマー・アルバイト 22 人で構成されており、現在の内部管理体制はこの規模に応じたものとなっています。今後の事業の拡大にあわせて、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の業務に支障が生じ、業績及び今後の事業展開に重要な影響を与える可能性があります。

(16) 人材の確保及び会社の期待値との乖離に関するリスク

現在、日本経済全体として労働人口の減少等による人手不足や人件費の高騰が大きな問題となっております。当社では、適切な人材採用を進めてきましたが、今後において、人材の供給が当社の要望にかなわずスキル的一致、賃金の不一致等で安定的に適正な人件費で人材確保ができなくなった場合、当社の業務効率や事業拡大に支障をきたす可能性があります。また、当社が期待する人材に育たない、期待値を満たさない場合、事業拡大に支障をきたす可能性があります。

(17) 自然災害等によるリスク

当社は地震等の災害について事業継続計画に準拠して、非常事態に対応する体制を構築しておりますが、地震等の自然災害が発生した場合、その規模及び地域によって当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(18) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021 年 12 月 27 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日。
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。
 - c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫株式の譲渡制限
- 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭指定振替機関における取扱い
- 甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮株主の権利の不当な制限
- 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、お客様に価値を提供できるレーザー加工機の開発、差別化に必要な技術の開発に取り組んでおります。こうした活動を通して、当事業年度の研究開発費は351千円となりました。なお、当社はレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における流動資産は372,781千円となり、前事業年度末に比べ29,663千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が22,160千円減少、売掛金が46,987千円増加したことによるものであります。

固定資産は175,148千円となり、前事業年度末に比べ60,740千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が41,906千円増加、その他の差入保証金が7,870千円増加、長期前払費用が5,267千円増加、繰延税金資産が5,943千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、547,929千円となり、前事業年度に比べ90,403千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は226,071千円となり、前事業年度末に比べ27,948千円増加いたしました。これは主に買掛金が16,821千円減少、短期借入金が50,000千円増加、1年内返済予定の長期借入金が19,909千円減少、本社移転損失引当金が7,751千円発生、未払法人税等が5,954千円増加したことによるものであります。固定負債は1,783千円となり、前事業年度末に比べ11,323千円減少いたしました。これは主に長期借入金が13,107千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は320,074千円となり、前事業年度末に比べ73,779千円増加いたしました。これは主に当期純利益の計上73,930千円によるものであります。

(2) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資総額は82,539千円であり、その主なものは、レンタル・サブスク・デモ用途のレーザー機器資産であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。また、当社はレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		機械及び装置	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (京都市下京区)	レンタル用 ライダー機器	—	7,822	7,822	7 (17)
京大桂VPラボ (京都市西京区)	レーザー加工機 事務所設備	96,805	10,498	107,304	4 (5)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております)は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 当社は、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント名の記載を省略しております。
3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (京都市下京区)	事務所(賃貸)	10,057
京大桂VPラボ (京都市西京区)	事務所(賃貸)	9,240

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
本社移転先(予定) (京都市伏見区)	事務所内装工事	28,000	—	自己資金	2024. 1	2024. 2

- (注) 1. 完成後の増加能力については算定が困難なため記載しておりません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

(注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年3月23日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は299,700株増加し、300,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は1,190,000株増加し、1,200,000株となっております。

2. 2023年3月23日開催の定時株主総会決議により、2023年3月23日付で、普通株式100株を1単位とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年3月23日 (注)	299,700	300,000	—	15,000	—	—

(注) 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1	—	—	2,999	3,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.03	—	—	99.97	100.00	—

(注) 1. 当社代表取締役住村和彦の資産管理会社である株式会社リビレの所有株式数は、住村和彦の実質所有として個人その他に含めて記載しております。

2. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年3月23日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。また、2023年3月23日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社リビレ	京都市左京区一乗寺中ノ田町77番地	210,000	70.00
住村 真梨	京都市左京区	59,900	19.97
住村 和彦	京都市左京区	30,000	10.00
有限会社ティ・エス・ディ	大阪府茨木市新堂1丁目8番6号	100	0.03
計	—	300,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 300,000	3,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	3,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えており、配当は実施していません。

当事業年度におきましても、当社は成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等を当面の優先事項ととらえ、配当を実施していませんが、今後は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付け、業績の推移、財務状況及び投資資金の必要性等を考慮し、内部留保とのバランスを図りながら配当の実施を検討してまいります。

また、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、配当を実施する場合の回数については、年1回の期末配当を基本方針としております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
最高(円)	—	—	1,700
最低(円)	—	—	1,700

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2023年7月14日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月
最高(円)	1,700	—	—	—	—	—
最低(円)	1,700	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5【役員の状況】

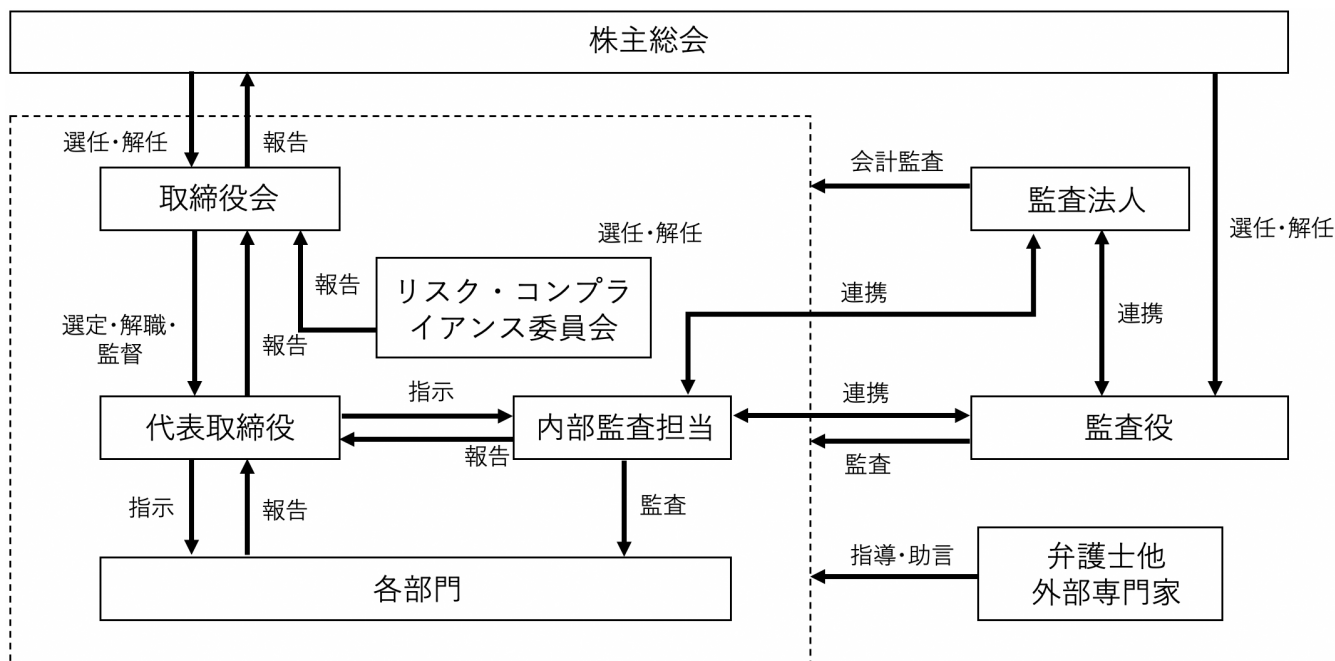
男性5名 女性一名 (役員のうち女性の比率一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	CEO	住村 和彦	1979年5月1日生	2009年4月 2011年7月	合同会社光響設立 代表 社員就任 株式会社光響に組織変更 代表取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	240,000 (注) 4
取締役	CFO	松永 啓吾	1982年9月6日生	2007年4月 2021年4月	株式会社三井住友銀行 入行 当社入社 取締役就任 (現 任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	COO	吉川 達彦	1962年11月29日生	1986年4月 2023年9月	株式会社キーエンス 入 社 当社入社 取締役就任 (現 任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	原 健太	1979年11月9日生	2002年4月 2022年9月	日本電産株式会社 入社 当社入社 取締役就任 (現 任)	(注) 1	(注) 3	—
監査役 (注) 6	—	小谷 晋一	1977年3月31日生	2006年12月 2021年7月 2021年10月 2021年12月 2022年3月 2022年6月 2023年7月 2023年9月 2024年1月	有限責任あずさ監査法人 入社 プロソフィー合同会社 代表社員就任 (現任) 会計事務所プロソフィー アカウンティング開業 代表就任 (現任) 株式会社 RUTILEA 取締役 就任 (現任) iHeart Japan 株式会社 監査役就任 (現任) 当社監査役就任 (現任) 日本公認会計士協会京滋 会 幹事就任 (現任) 株式会社京都創薬研究所 監査役就任 (現任) 京越株式会社 取締役就任 (現任) 株式会社カスタムジャパ ン 監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計								240,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2022年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2023年12月期における役員報酬の総額は、41,250千円であります。
4. 代表取締役の住村和彦の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社リビレの所有株式数も合算して記載しております。
5. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年3月23日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
6. 監査役 小谷晋一は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様とお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年12月期において監査を執行した公認会計士は岩永憲秀氏、三王知行氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき構成しており、代表取締役が委員長を務め、監査役及び内部監査担当者の委員が出席のもと、四半期に1回開催しております。基本方針、計画及び体制の策定、関係規則、マニュアル等の策定等について協議し、コンプライアンス体制の充実にむけた意見の交換を行っております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部を主管部署として、担当者3名が代表取締役直轄の内部監査担当を兼務しております。次に管理部の監査は、他部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。取締役会の配下に、代表取締役を委員長とし、管理部を事務局とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。取締役、監査役が委員会の委員として構成され、管理体制の構築及び維持を図るとともに、リスク管理のための会社の個別課題について報告、協議、決定しております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

現状、社外取締役の選任はしておりませんが、経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を担保するため適任者が見につき次第、選任する予定であります。社外監査役が1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、非 金銭報酬等	
取締役	38,550	27,906	10,643	—	4
社外役員	2,700	2,700	—	—	1

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款で定めております。

⑭ 監査役との責任限定契約

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,070	84,910
受取手形	932	—
電子記録債権	3,606	4,424
売掛金	93,665	140,653
商品及び製品	54,560	60,167
仕掛品	31,571	23,915
原材料及び貯蔵品	9,934	14,419
前渡金	28,659	36,627
前払費用	3,801	6,248
その他	9,315	1,413
流動資産合計	343,118	372,781
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	63,524	96,805
工具、器具及び備品（純額）	24,935	18,321
建設仮勘定	4,667	19,908
有形固定資産合計	※ 1 93,128	※ 1 135,035
無形固定資産		
その他	5,335	5,335
無形固定資産合計	5,335	5,335
投資その他の資産		
投資有価証券	2,782	2,535
出資金	10	10
長期前払費用	82	5,350
繰延税金資産	3,960	9,903
その他	9,109	16,979
投資その他の資産合計	15,944	34,777
固定資産合計	114,408	175,148
資産合計	457,526	547,929

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	56,957	40,136
短期借入金	※2 50,000	※2 100,000
1年内返済予定の長期借入金	32,016	12,107
未払金	17,459	21,938
未払費用	159	200
未払法人税等	21,214	27,169
契約負債	4,950	1,751
預り金	5,462	9,355
賞与引当金	650	—
役員賞与引当金	466	—
本社移転損失引当金	—	7,751
その他	8,786	5,661
流動負債合計	198,123	226,071
固定負債		
長期借入金	13,107	—
長期未払費用	—	1,783
固定負債合計	13,107	1,783
負債合計	211,230	227,855
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	231,027	304,957
利益剰余金合計	231,027	304,957
株主資本合計	246,027	319,957
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	268	117
評価・換算差額等合計	268	117
純資産合計	246,295	320,074
負債純資産合計	457,526	547,929

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2022年1月1日	(自	2023年1月1日
	至	2022年12月31日)	至	2023年12月31日)
売上高	※ 1	1,185,224	※ 1	1,450,295
売上原価		924,081		1,058,952
売上総利益		261,142		391,342
販売費及び一般管理費	※ 2, ※ 3	208,324	※ 2, ※ 3	291,502
営業利益		52,818		99,840
営業外収益				
受取利息		1		2
受取配当金		20		24
補助金収入		5,365		21,646
為替差益		9,065		—
その他		2,701		2,805
営業外収益合計		17,154		24,478
営業外費用				
支払利息		510		283
支払保証料		79		76
為替差損		—		1,673
その他		45		0
営業外費用合計		636		2,033
経常利益		69,336		122,285
特別損失				
投資有価証券評価損		402		20
固定資産除却損	※ 4	558	※ 4	2,549
本社移転費用		—	※ 5	11,314
特別損失合計		960		13,885
税引前当期純利益		68,375		108,400
法人税、住民税及び事業税		26,333		40,338
法人税等調整額		△3,130		△5,867
法人税等合計		23,203		34,470
当期純利益		45,172		73,930

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
製商品売上原価					
I 期首商品及び製品棚卸高		23,752		54,560	
II 当期商品仕入高		786,935		844,116	
III 製造原価					
1 材料費		141,009	84.6	131,090	72.9
2 経費	※1	25,667	15.4	48,851	27.1
当期総製造費用		166,676	100.0	179,941	100.0
期首仕掛品棚卸高		12,099		31,571	
計		178,775		211,513	
期末仕掛品棚卸高		31,571		23,915	
合計		147,204		187,597	
IV 他勘定受入高	※2	2,035		—	
V 他勘定振替高	※3	6,077		175	
VI 棚卸資産評価損		3,289		3,756	
VII 期末商品及び製品棚卸高		54,560		62,330	
製商品売上原価合計		902,578		1,027,525	
役務提供原価					
I 経費	※4	21,502		31,427	
役務提供原価合計		21,502		31,427	
売上原価合計		924,081		1,058,952	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注費	24,473	48,851

※2 他勘定受入高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
機械及び装置	2,035	—

※3 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
機械及び装置	3,413	—
工具、器具及び備品	436	—
建設仮勘定	2,227	—
販売費及び一般管理費	—	175

※4 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
減価償却費	21,502	27,701

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	15, 000	185, 855	185, 855	200, 855	40	40	200, 896
当期変動額							
当期純利益		45, 172	45, 172	45, 172			45, 172
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					227	227	227
当期変動額合計	—	45, 172	45, 172	45, 172	227	227	45, 399
当期末残高	15, 000	231, 027	231, 027	246, 027	268	268	246, 295

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	15, 000	231, 027	231, 027	246, 027	268	268	246, 295
当期変動額							
当期純利益		73, 930	73, 930	73, 930			73, 930
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)					△151	△151	△151
当期変動額合計	—	73, 930	73, 930	73, 930	△151	△151	73, 779
当期末残高	15, 000	304, 957	304, 957	319, 957	117	117	320, 074

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	68,375	108,400
減価償却費	27,580	33,163
長期前払費用償却費	—	132
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	272	△466
賞与引当金の増減額 (△は減少)	260	△650
本社移転損失引当金の増減額 (△は減少)	—	7,751
受取利息及び受取配当金	△21	△26
補助金収入	△5,365	△21,646
為替差損益	△1,352	△463
支払利息	510	283
固定資産除却損	558	2,549
投資有価証券評価損	402	20
売上債権の増減額 (△は増加)	9,178	△46,872
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△53,262	2,164
前渡金の増減額 (△は増加)	7,794	△7,968
未収入金の増減額 (△は増加)	△271	5,414
仕入債務の増減額 (△は減少)	△7,722	△16,821
前受金の増減額 (△は減少)	△27,319	—
契約負債の増減額 (△は減少)	4,950	△3,198
未払金の増減額 (△は減少)	220	4,391
未払又は未収消費税の増減額 (△は減少)	8,786	△3,124
その他	△17	5,148
小計	33,556	68,183
利息及び配当金の受取額	21	26
利息の支払額	△510	△313
補助金の受取額	5,365	24,131
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	1,239	△34,383
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,671	57,644
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△22,543	△82,451
無形固定資産の取得による支出	△5,335	—
投資有価証券の取得による支出	△927	—
長期前払費用の取得による支出	—	△5,400
保証金の差入による支出	—	△9,400
その他	△2,388	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△31,194	△97,251

財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	—	50,000
長期借入金の返済による支出	△32,016	△33,016
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,016	16,984
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,352	463
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△22,185	△22,160
現金及び現金同等物の期首残高	129,256	107,070
現金及び現金同等物の期末残高	※ 107,070	※ 84,910

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

 其他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

 評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

 商品及び製品 個別法

 仕掛品 個別法

 原材料及び貯蔵品 個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

 有形固定資産

 定率法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 機械及び装置 4年～9年

 工具、器具及び備品 4年～15年

 無形固定資産

 定額法を採用しております。

 なお、主な償却年数は次のとおりであります。

 ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 本社移転損失引当金

 本社移転に係る損失に備えるため、将来支出されると見込まれる金額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

 当社は、レーザー関連の製品及び商品の販売及び保守サービスの提供を主として収益を得ております。

 当該販売については、顧客に引き渡された時点又は検収時点で収益を認識しております。

ただし、当該国内の販売のうち、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間である取引については、出荷時点で収益を認識しております。

また、保守サービス等の役務提供について、役務提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産	3,960	9,903

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたっては、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を認識しており、その回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な要素である売上高や利益の予測は、今後の市場動向や事業戦略等の影響を受け、また、不確実性を伴うことから、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼします。

実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、回収可能であると判断される繰延税金資産及び負債の金額が変動し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(売上原価明細書)

売上原価の内訳と事業の内容との関連性を明確化し、売上原価明細書の明瞭性を高める観点等から、売上原価を「製商品売上原価」、「役務提供原価」に区分して表示する書式に変更しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「IV 減価償却費」は役務提供原価であることから、当事業年度より「役務提供原価」の「I 経費」に含めて表示しております。この表示変更を反映させるため、前事業年度の売上原価明細書の組替えを行なっております。

この結果、前事業年度の売上原価明細書において、「IV 減価償却費」に表示していた21,502千円は「役務提供原価」の「I 経費」として組替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた「未収入金の増減額」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△289千円は、「未収入金の増減額」△271千円、「その他」△17千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	56,580千円	82,320千円

※2 当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額の総額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	50,000	100,000
差引額	150,000	100,000

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度52.6%、当事業年度35.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47.4%、当事業年度64.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
役員報酬	22,481千円	30,606千円
給料及び手当	63,863	76,848
外注費	21,537	1,176
減価償却費	6,077	5,462
賞与引当金繰入額	650	—
役員賞与引当金繰入額	466	—

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
	1,219千円	351千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
機械及び装置	558千円	1,733千円
工具、器具及び備品	—	816

※5 本社移転費用の内容は次のとおりであります。

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社の本社移転に伴い発生が見込まれる費用のうち、原状回復費用 3,880千円及び移転作業期間にかかる二重家賃 7,434千円を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	300	—	—	300

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	300	299,700	—	300,000

（変動理由）

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

2023年3月23日付の株式分割（1：1,000）による増加 299,700株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金勘定	107,070千円	84,910千円
現金及び現金同等物	107,070	84,910

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、資金計画に照らして必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は顧客との信用取引によって発生したものであり、決済期日までの期間は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金は運転資金、長期借入金は設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年後であります。このうち短期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程又は与信管理規程等に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るなど、信用リスクを管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建取引については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。長期借入金については、運転資金の充当を目的とした銀行からの借入金で、金利は固定されており金利変動リスクはありません。投資有価証券については、定期的に株価や発行体（取引先企業）の財務状況等の確認を行い、四半期毎に時価の把握を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	2,782	2,782	—
資産計	2,782	2,782	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	45,123	44,875	△247
負債計	45,123	44,875	△247

※ 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

当事業年度（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	2,535	2,535	—
資産計	2,535	2,535	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	12,107	12,083	△23
負債計	12,107	12,083	△23

※ 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「電子記録債権」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

（注1）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	107,070	—	—	—
受取手形	932	—	—	—
電子記録債権	3,606	—	—	—
売掛金	93,665	—	—	—
合計	205,276	—	—	—

当事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	84,910	—	—	—
電子記録債権	4,424	—	—	—
売掛金	140,653	—	—	—
合計	229,989	—	—	—

（注2）短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	32,016	13,107	—	—	—	—
合計	82,016	13,107	—	—	—	—

当事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	12,107	—	—	—	—	—
合計	112,107	—	—	—	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度 (2022年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	2,782	—	—	2,782
資産計	2,782	—	—	2,782

当事業年度 (2023年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	2,535	—	—	2,535
資産計	2,535	—	—	2,535

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2022年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	—	44,875	—	44,875
負債計	—	44,875	—	44,875

当事業年度 (2023年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	—	12,083	—	12,083
負債計	—	12,083	—	12,083

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2022年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	1,891	1,287	604
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,891	1,287	604
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	890	1,089	△198
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	890	1,089	△198
合計		2,782	2,376	405

当事業年度 (2023年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	2,033	1,588	445
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,033	1,588	445
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	501	788	△287
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	501	788	△287
合計		2,535	2,376	158

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度において、有価証券について402千円減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について20千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	220千円	一千円
役員賞与引当金	157	—
未払事業税	1,976	2,942
棚卸資産	1,330	2,430
差入保証金	—	527
本社移転損失引当金	—	2,674
その他	411	1,390
繰延税金資産合計	4,097	9,965
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	137	61
繰延税金負債合計	137	61
繰延税金資産純額	3,960	9,903

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	%	34.5%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない額	—	3.5
住民税均等割	—	0.3
税額控除	—	△5.5
その他	—	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	31.8

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	商社事業	メーカー事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	886,941	298,013	270	1,185,224
外部顧客への売上高	886,941	298,013	270	1,185,224

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	商社事業	メーカー事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	1, 006, 386	440, 481	3, 427	1, 450, 295
外部顧客への売上高	1, 006, 386	440, 481	3, 427	1, 450, 295

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針） 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	107, 384	98, 205
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	98, 205	145, 078
契約負債（期首残高）	27, 319	4, 950
契約負債（期末残高）	4, 950	1, 751

契約負債は、主に、引渡時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4, 950 千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社はレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
Atos株式会社	214, 622

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
Atos株式会社	227, 300

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
役員	住村和彦	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 10.0 間接 70.0	債務被 保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注) 1.	7,000	—	—
							不動産賃貸 借契約に対 する債務被 保証 (注) 2.	4,939	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して債務保証を受けております。なお当該債務被保証について、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は、期末借入金残高を記載しております。
2. 当社の不動産賃貸借契約に基づく債務について、債務保証を受けております。なお当該債務被保証について、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は、当該債務被保証に係る年間の賃借料を記載しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	820.99円	1,066.92円
1株当たり当期純利益	150.57円	246.43円

(注) 1. 当社は2023年2月15日開催の取締役会の決議に基づき、2023年3月23日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益(千円)	45,172	73,930
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	45,172	73,930
普通株式の期中平均株式数(株)	300,000	300,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
機械及び装置	99,594	59,140	6,836	151,898	55,092	23,362	96,805
工具、器具及び 備品	45,446	4,139	4,036	45,548	27,227	9,801	18,321
建設仮勘定	4,667	73,432	58,191	19,908	—	—	19,908
有形固定資産計	149,708	136,712	69,065	217,355	82,320	33,163	135,035
無形固定資産							
その他	5,335	—	—	5,335	—	—	5,335
無形固定資産計	5,335	—	—	5,335	—	—	5,335
長期前払費用	82	5,400	132	5,350	—	—	5,350

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置 レーザー発振器 46,700千円
機械及び装置 レーザークリーナー 3,923千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置 溶接機 3,175千円

3. 建設仮勘定の増加はデモ及びレンタル機に係る資産であり、減少は、各資産への振替額であります。

4. 長期前払費用の増加額は差入保証金のうち解約控除金分であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	100,000	0.45	—
1年以内に返済予定の長期借入金	32,016	12,107	0.90	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	13,107	—	—	—
合計	95,123	112,107	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	650	—	650	—	—
役員賞与引当金	466	—	466	—	—
本社移転損失引当金	—	7,751	—	—	7,751

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	10
預金	
普通預金	84,900
小計	84,900
合計	84,910

② 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
浜松ホトニクス株式会社	4,424
合計	4,424

期日別内訳

期日	金額(千円)
2024年1月	1,620
3月	1,234
4月	1,570
合計	4,424

③ 売掛金

相手先	金額(千円)
国立大学法人京都大学	15,115
株式会社羽根田商会	8,888
首都圏リース株式会社	8,483
眞鍋造機株式会社	7,700
Atos株式会社	7,040
その他	93,425
合計	140,653

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
93,665	1,027,058	980,070	140,653	87.4	41.6

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
取次	17,018
オリジナル商品	12,398
ライダー	24,823
小計	54,240
製品	
ビームプロファイラ	4,240
レーザー装置	1,686
小計	5,926
合計	60,167

⑤ 仕掛品

区分	金額(千円)
レーザー装置	22,887
ビームプロファイラ	1,027
合計	23,915

⑥ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
レーザー装置	12,880
ビームプロファイラ	1,539
合計	14,419

⑦ 前渡金

相手先	金額(千円)
DJI JAPAN株式会社	12,298
ネオアーク株式会社	3,468
Maxphotonics Co.,Ltd.	3,162
STANDA UAB	3,102
QRS Co., Ltd.	2,750
その他	11,845
合計	36,627

2 流動負債

① 買掛金

相手先	金額(千円)
ソーラボジャパン株式会社	11,101
個人	5,843
Stable Laser Systems	3,164
エドモンドオブティクスジャパン株式会社	2,753
有限会社ティ・エス・ディ	2,263
その他	15,010
合計	40,136

② 短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社京都銀行	60,000
株式会社三井住友銀行	40,000
合計	100,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3カ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り (注)	
取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.symphony.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月27日

株式会社光響
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩永 憲秀
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 三王 知行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社光響の2023年1月1日から2023年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光響の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行情報提出会社）が別途保管しております。